

組合活動に関する協約

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨大学教職員組合（以下「組合」という。）は、組合活動に関し、次のとおり協約を締結する。

（組合活動と就業時間との関係）

第1条 大学は、次の各号の一に該当するものについては、就業時間中の組合活動を認める。

- 一、団体交渉に交渉委員として出席する場合。
 - 二、大学及び組合で構成する委員会等に出席する場合。
 - 三、大学が必要と認めた事項の説明を組合が行なう場合。
 - 四、その他、大学と組合が協議し正当な組合活動と認めたもの。
- 2 大学は、就業時間外にある組合員が、就業時間内にある組合員に対し、組合活動に関する印刷物等を配付することを認める。

（組合専従及び専従期間）

第2条 組合員たる職員は、大学の許可を受けて組合の役員としてその業務に専ら従事することができるものとし、大学がこの許可を与える場合は有効期限を定めるものとする。

- 2 第1項の規定により組合の役員としてその業務に専ら従事する期間は、組合員たる職員としての在職期間を通じて当分の間**5**年を限度とする。
- 3 第1項の許可は、当該許可を受けた組合員たる職員が組合の役員として当該組合の業務に専ら従事する者でなくなったときは、取り消されるものとする。
- 4 第1項の許可を受けた組合員たる職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

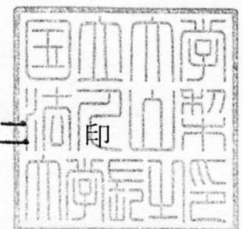
（有効期間）

第3条 この協約の有効期限は、平成17年3月31日とする。但し、有効期限満了前に大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに**1**年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成16年4月1日

国立大学法人山梨大学

学 長 吉 田 洋 二



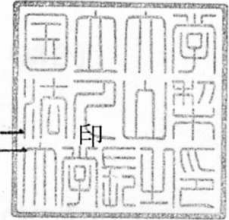
団体交渉の方式及び手続きに関する協約

平成16年4月1日

国立大学法人山梨大学（以下「大学」という。）と山梨県労働組合（以下「組合」という。）は、団体交渉の方式及び手続きに関し、次のとおり協約する。

国立大学法人山梨大学

学 長 吉 田 洋 二



（団体交渉への応募）

第1条 大学は、組合から団体交渉の申し入れがあった場合には、速やかにこれに応ずる。

（交渉委員）

山梨大学教職員組合

委員長

第2条 団体交渉の交渉委員については、大学と組合が協議の上、互いに選定する。但し、双方とも交渉事項に法定権限のある者を選定するものとする。



森田勇二

（交渉事項）

第3条 団体交渉の対象となる事項は、組合員の労働条件その他の待遇に関する一切の事項、大学と組合の労使関係に関する事項、及び双方が認めた事項とする。

（事前交渉）

第4条 組合は、団体交渉の付議事項を事前に大学に提出しなければならない。
2 交渉事項、日時、交渉委員、傍聴者の取り扱いについては、団体交渉申し入れ後速やかに両当事者間で協議し決定する。

（協約の締結）

第5条 団体交渉において決定した事項については、速やかに説文化し、大学、組合双方で内容を確認の上、双方の代表者が署名捺印するものとする。
2 前項の文書は2通作成し、大学及び組合双方が各1通を保管する。

（勤務時間中の団体交渉参加への扱い）

第6条 団体交渉（事前交渉を含むものとする。以下本条において同じ。）は、勤務時間中に行なうものとする。ただし、大学に特別な事情がある場合には、勤務時間外に行なうこともある。
2 第2条に定める交渉委員が勤務時間中に団体交渉に参加した場合には、これを勤務時間として扱わない。

（有効期間）

第7条 この協約の有効期間は、平成17年3月31日とする。但し、有効期限満了前に大学又は組合が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。